

津山市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例（案）について

1 条例制定の背景と趣旨

近年、地域における人口減少や社会的ニーズの変化、産業構造の変化等に伴い、空家等が年々増加しています。適切な管理が行われなくなった空家等は、地域の安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題を生じさせる原因となっています。

このため、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月から施行されました。

これを受け、津山市では、「津山市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例」を制定し、今後、空家等に関する施策を推進するため、空家等対策計画を策定します。

2 条例の概要

(1) 目的

空家等の適正管理及び有効活用を図るため、必要な事項を定めるものです。

空家等とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 所有者等の責務

市の空家等対策に協力し、空家等の適正管理及び活用促進に努めていただきます。

(3) 市の責務

空家等の適正管理及び有効活用に関する対策を実施します。

(4) 情報提供

市民は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に情報を提供するように努めていただきます。

(5) 協議会

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津山市空家等対策協議会を設置します。協議会は、10人以内の委員で組織し、委員の任期は2年です。

協議会とは、空家等対策計画等の作成を行う機関です。

(6) 緊急安全措置

市長は、特定空家等が市民の生命、身体又は財産に切迫した危害を及ぼす状態にあるとき、かつ、所有者が必要な措置を講じることができない特別の事情があるときに、所有者の負担において、危害を回避するために必要最小限の措置を行うことができます。

市長は、緊急安全措置を講じるときは、所有者の同意を得なければなりません。

特定空家等とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいいます。

(7) 支援

市長は、空家等の適正管理及び有効活用に係る改修、除去等の支援をすることができます。

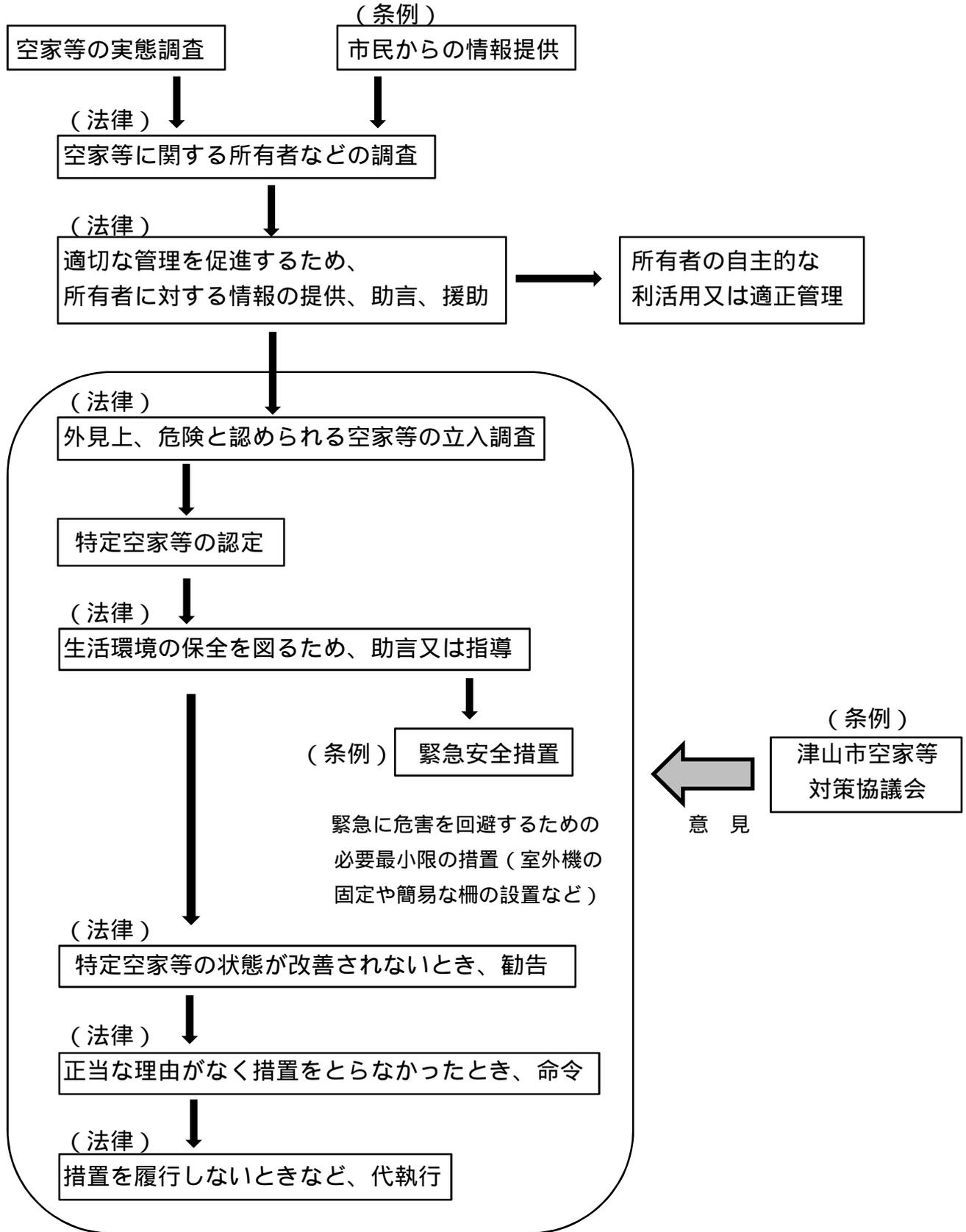
(8) 関係機関との連携

市長は、空家等の立入調査又は特定空家等に対する措置をとるために、警察その他の関係機関に協力を求めることができます。

(9) 委任

条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。

3 空家等に関する対応フロー図



4 条例施行日

平成28年4月1日(予定)